

# ふれあいサロン・社協行事傷害補償

普通傷害保険

社協が行うふれあいサロン活動中や社協が主催する行事中に、その参加者の急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガを補償します。また、活動のための往復途上や、外出中の事故も対象となります。

## 被保険者(保険の補償を受けられる方)

ふれあいサロンや社協行事の参加者・社協職員・ボランティアなど

## 対象となる活動

- 社協が行うふれあいサロン事業\*(ふれあいいいきサロン、ふれあい子育てサロン など)
- 社協が主催する行事\*(宿泊を伴わないもの)

\*「ボランティア行事用保険」のA1区分の行事のみが対象となります。A2・A3区分およびBプラン(宿泊を伴う行事)、Cプランに該当する行事につきましては「ボランティア行事用保険」にご加入ください。

A1区分行事の例	
各種講習会、各種研修会、会議、会合、施設見学会、食事会、ハイキング、空缶拾い、いちご狩り、遠足、お花見会、オリエンテーリング(徒歩によるもの)、河川清掃、草むしり、テニス、街頭募金、ゲートボール、コンサート、山菜取り、潮干狩り、自然観察、海岸清掃、水泳、ソフトボール、炊き出し、田植え、ドッジボール、人形劇、花火大会(市販程度のもの)、花火見物、バーベキュー、パザー、パレーボール、ボウリング、盆踊り、豆まき大会、もちつき、雪かき、ラジオ体操、料理教室、老人スポーツ大会 など	

### 【ご注意!】

- 「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」では、損害賠償責任の補償はありませんのでご注意ください。(社協の保険プラン1-①賠償補償に加入されていることを前提としたプランです。)
- オンラインでの開催や自宅で行うサロンや行事は加入対象となりません。
- 加入できるのは、都道府県・市区町村社協にかぎります。(79ページQ3をご覧ください。)
- 社協以外が開催されるサロンや行事は、ボランティア行事用保険をご利用ください。
- 参加者名簿の取り扱いについて  
被保険者(補償の対象となる方)の本人確認の正確化を図るために参加者名簿については、氏名・住所・電話番号を記載したものを備付けください。

## お支払いする保険金 健康保険、生命保険、加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡保険金額の全額
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 <sup>(※1)</sup> ②先進医療に該当する手術 <sup>(※2)</sup> <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 <sup>(※)</sup> を常時装着したときはその日数について通院したものと同みなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸骨固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合は、通院保険金の重複支払いは行いません。

## 【用語の定義】

用語	内容
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

## 保険金額(補償金額)・保険料

(保険期間1年、一括払)

補償内容		Aプラン	Bプラン	
保険金額	死亡保険金	210万円	530万円	
	後遺障害保険金	210万円(限度額)	530万円(限度額)	
	入院保険金日額	2,800円	4,700円	
	手術保険金	入院中の手術	28,000円	47,000円
		外来の手術	14,000円	23,500円
通院保険金日額	1,600円	2,600円		
保険料 1名・1日あたり		13円	27円	

○全プランに細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約がセットされています。

○ふれあいサロン・社協行事の参加者のうち、社協職員・ボランティアを補償の対象から除くことができます。その場合は、その旨を、加入依頼書(名称・場所・補償対象者など欄)に明記してください。

## 保険金をお支払いする主な例

- ◆行事開催中、参加者が石につまづき転んでケガをし通院した。
- ◆ふれあいサロンに参加するため家を出て歩いて会場に行く途中、自転車に接触してケガをし通院した。
- ◆ふれあいサロン活動中、参加者が階段から落ちて骨折し入院した。
- ◆ボランティアが、行事中に誤って手を切ってしまう通院した。
- ◆参加者が、行事中に日射病になり病院に搬送され、入院した。
- ◆参加者が、自動車で会場に行く途中に自動車事故にあい骨折し、後遺障害が生じた。
- ◆行事でお弁当が配付され、参加者が食中毒になり通院した。 など

## 保険金をお支払いできない主な例

- 故意または重大な過失
  - 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
  - 脳疾患、疾病または心神喪失
  - 外科的手術その他の医療処置
  - 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為<sup>(※1)</sup>を除きます。)、核燃料物質等によるもの
  - 地震、噴火またはこれらによる津波
  - 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見<sup>(※2)</sup>のないもの
  - 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など
- (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。  
(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

## その他注意事項

- 加入申込人は都道府県・市区町村社協のみとなります。ボランティアグループや地区社協などがサロンを主催する場合は「ボランティア行事用保険」にご加入ください。
- 参加者名簿(氏名・住所・電話番号)は必ず社協にて備付けてください。加入申込時にご提出の必要はありませんが、保険金請求時に必要となります。
- 宿泊行事は対象となりませんので、「ボランティア行事用保険」(Bプラン)にご加入ください。
- 「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」には1日の最低加入人数条件はありません。
- 「ふれあいサロン」は、手続きが完了した翌日以降の保険期間(加入依頼書の保険期間欄に記載された期間)について補償します。また、「社協行事」については、保険期間内でかつ加入依頼書の日程欄に記載した日程の期間中について補償します。

手続きの完了とは、インターネットで「加入依頼書」を送信、または「加入依頼書」を専用封筒にて送付し、保険料を全社協指定口座に払込んだときとします。

### 保険料の計算例

加入例/1日参加人数50名、年間開催日数10日間でAプランに加入される場合(全員)  
年間延べ人数: 50名×10日間=500名 保険料: 500名×13円=6,500円